

新潟県村上市及び胎内市沖における協議会（第3回）

○日時

令和4年6月20日（月）18時00分～20時00分

○場所

新潟県自治会館 講堂

（一部の構成員は WEB 会議形式にて参加）

○参加者

経済産業省資源エネルギー庁風力政策室 石井室長
国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター 榊原所長
農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課 森田計画官
新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課 田中課長
村上市 高橋市長
胎内市 井畑市長
新潟県漁業協同組合連合会 小田代表理事会長
新潟漁業協同組合 土屋代表理事組合長
新潟漁業協同組合岩船港支所 脇坂支部長
新潟漁業協同組合北蒲原支所 戸根副支部長
一般社団法人 新潟県さけます増殖協会 皆川会長理事
三面川鮭産漁業協同組合 佐藤代表理事組合長
荒川漁業協同組合 須貝代表理事組合長
胎内川漁業協同組合 加藤代表理事組合長
石油資源開発株式会社 畔柳鉱務・管理グループ長
日本海洋石油資源開発株式会社 田中新潟鉱業所総務部長
粟島汽船株式会社 富樫主席船長
岩船港利用促進協議会 竹内会長
日本内航海運組合総連合会 逸見海務部担当部長
東京大学 荒川名誉教授
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 宮下教授
一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 工藤理事
長岡科学技術大学環境社会基盤工学専攻 犬飼准教授
環境省大臣官房環境影響審査室 豊村室長補佐（※）
公益財団法人 海洋生物環境研究所 三浦主幹研究員（※）

新潟海上保安部交通課 三國課長（※）
（※オブザーバー）

○議題

（１）事務局報告事項（漁業影響調査手法の検討に係る実務者会議）
について

- 新潟県より、「新潟県村上市及び胎内市沖において実施する漁業影響調査の考え方」について説明。

北海道大学

- 説明いただいた事項は、実務者会議出席者による議論を積み重ねた考え方と理解している。施設設置の影響は他の要因とは分けることができるということ、影響があったときには迅速に対応をとることができるということが基本的な考え方として入っていると理解している。加えて、事業開始前後の基本的なモニタリングをしっかりと実施していくこと、長期的な影響も考えたモニタリングを継続していくため、生じるコストの確保も考え方として入っている。

村上市

- 我々が知りたいことや懸念している事項について細かく丁寧に積み上げていただいたと感じている。お聞きしたいのは、説明された資料にあるモニタリング調査の期間と時期についてである。着工前に1年、工事期間中、運転開始後に3年とされている一方、漁獲量の動向監視はなるべく長期間とされているが、この着工前の1年と運転開始後の3年には何か関係があるのか。また、調査結果の公表について、「調査データ等の性質を踏まえ公表範囲を精査」とあるが、ここで懸念された事項があれば知りたい。

新潟県（事務局）

- 調査期間については、着工前の1年間は現状を把握すること、運転開始後の3年間は、魚介類の生息サイクルが異なることを考慮したものである。魚種により回遊のサイクルが異なったりするので、必要に応じて期間は調整する。なお、漁獲量の動向監視のための文献調査と、現場で行う物理的な調査は、調査期間が一致している必要は無いと考えている。

- 公表範囲については、どの場所でどれだけの漁獲があったかは漁業者にとっての秘密情報であるため、公表できる範囲の摺り合わせが必要であるとの趣旨である。

村上市

- 今年は三面川の稚魚放流の数が少なかったため、3年、4年後の鮭の漁獲が少なくなることが予測される。着工前のモニタリング調査は1年とのことであるが、魚種によって回遊の状況が異なることも配慮していただきたい。

日本エネルギー経済研究所

- 漁業影響調査の内容を地元の漁業者を交えて決めていくプロセスは非常に大事なことと考えている。今回の村上市・胎内市沖における協議会で蓄積された成果は、他の協議会にも適宜反映できればよいと感じた。
- モニタリング調査の期間については、発電事業とその影響の因果関係を明らかにするのは非常に難しいことであると理解している。調査・研究で得られた知見を地元で蓄積してゆき、地元の方々との対話などを通じて地域や社会の理解度を高めていく努力が必要と考える。
- 風力発電事業と地元との共存共栄は、経済的な価値だけではなく、こうした調査・研究に関わる人員が地元で増えていくことも大事なことと考える。長期間の事業継続に際しては、若い年代を含めた能力形成も検討されたらよいと考える。協議会での議論では観光なども話題に挙がったが、調査結果の公表に際しては、社会の認知度向上といった啓発の効果も考えた解説を含む形などを検討されたらよいと感じた。

(2) 本協議会意見のとりまとめについて

- 経済産業省より、「協議会意見とりまとめ(案)」、「促進区域(案)」、「発電設備等の設置に制約が生じる範囲」について説明。

村上市

- とりまとめ(案)には、協議してきた事項や懸念事項がきめ細かくかつ広範囲に網羅されていると感じる。風力発電事業は、事業者と住民をはじめとする地元関係者の信頼関係の上に成立してい

くものだと考え方を述べてきた。それぞれの分野の関係者からの信頼獲得は難しいが、このとりまとめにより、相当部分の信頼関係構築が進むと考える。このことが3.(1)にまとめられている全体理念に述べられていることに感謝する。また、地域の漁業との共存共栄について細かく記述されている。実務者会議で議論してきた事項をしっかりと実施していることで、信頼関係が構築されていくと感じており感謝している。

- これまで、どういった取組により事業と様々な関係者との共存共栄を図っていくのかに悩んできたが、環境配慮事項には具体的な方策が示されているのはありがたい。
- 4項目目に示されている将来像では、地域の誇りーシビックプライドーを記述していただいたことは、理念の共有対面で根本となる事項だと考える。これを大切にしながら、事業者と地元関係者が様々な懸念事項を解決しながら事業を進めていくことになる。これを踏まえて地域振興策や漁業振興策を挙げていただいた。ここには村上市議会からの意見も反映されたことに感謝する。地域を持続可能な形で未来を形作るという意味で、洋上風力発電事業は重要なエネルギー資源であると捉えている。この意見とりまとめ案を踏まえて事業を進めていけるよう、それぞれの立場で取組を進めていきたいと考えている。村上市として願っていたことが反映されていることに感謝したい。

経済産業省（事務局）

- 第1回・第2回の協議会において、地域として事業者は何を求めていくかについて、理念をしっかりと示していく必要がある旨の意見をいただいた。協議会は今後も継続していくので、その中で事業者とも信頼関係を構築しつつ、この理念を踏まえて共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。

胎内市

- とりまとめ案は、多岐にわたる項目について過不足なくとりまとめられたことに感謝する。環境に配慮した持続可能な社会の構築のために有益で、国内のエネルギー需給の視点からも期待される洋上風力発電事業が、われわれの海域で現実のものになろうとしている状況を喜ばしく感じている。漁業に携わる方々を含む地域全体がこの事業の大切さを認識し、次世代に引き継いでいきたい

と思っている。今後、有望な区域から促進区域へ着実に進み、事業が実現化していくことを望む。大切なのは、地域と事業者が互いの信頼関係構築に努め、滞りなく進捗が図られ、末永く事業が営まれていくことである。国や県は、地域振興をこれまでどおりに大切にさせていただくとともに、透明性が担保され、競争性が確保された中で、発電事業者にとっても事業推進を図りやすいよう、必要な調整等にご尽力願いたい。これまで取り組んでこられた方々に感謝したい。

経済産業省（事務局）

- 地元関係者との信頼関係の構築は一朝一夕に実現するものではない。協議会を通じて、さらには選定事業者による地元周りを通して関係構築がなされていくことが非常に重要と考えている。事務局も、協議会のとりまとめで終了では無く、今後も地元とともに伴走していくことが大事であると考えている。

新潟県漁業協同組合連合会

- 3.留意事項の(3)③及び④に関連して、周辺海域を利用する漁業者に対して影響が及ぶ恐れがある場合には、速やかにかつ丁寧に説明を行うとともに、しっかりと適切な対応を図ることを強く要望する。発電設備は海上に設置されるものなので、海面漁業者と連携し、共存共栄を図っていくことも強い要望事項である。協議会を通じて連携が図られ、事業が早く実現していくことを希望する。

経済産業省（事務局）

- 事務局として、選定事業者の取組を監督しながら、協議会とともに事業者の取組をしっかりと見ていき、場合によっては軌道修正を図りながら伴走していく。

新潟県さけます増殖協会

- これまでの協議会等での発言はこのとりまとめ案に網羅されていると考える。当地域は、河川での鮭を対象とする漁業と増殖事業が盛んな地域である。洋上風力発電事業による鮭への影響調査、工事期間中に影響が出た場合の対応を事業者が適切に図っていただきたい。鮭漁は河川での増殖がないと成り立たないものであ

る。海面での鮭の減少は河川での増殖の減少を意味するので留意していただきたい。最近是全国的に鮭の漁獲が減少している。これに対して水産庁が影響の調査を行っているところである。協議会による調査の中で、この水産庁の調査との連携を図っていただきたいと考える。

経済産業省（事務局）

- 第1回・第2回の協議会において、この地域には鮭文化がある旨のご指摘をいただいている。この事業はこの点を十分に尊重しながら進めていく必要があると考えている。この観点から漁業影響調査の手法もとりまとめている。

日本エネルギー経済研究所

- とりまとめ案の検討に当たられた方々に感謝したい。地域の特徴が十分に盛り込まれた内容であると感じた。特に興味深く感じたのは、3. (2) ③④に記載されている基金の内容である。出力規模に単価と占用計画の最大認定期間を乗じた金額を目安とし、これを協議会で意見交換をしつつ調整するというプロセスは大事であると考えている。基金を運用する立場からは目安となる金額が明らかであり、事業者には稼働率をできるだけ上げるインセンティブになる。設定された単価は、国民負担があることや、事業の継続性を考慮する必要があることを考えた結果であることを理解した。これらから、この記載内容には賛成である。
- なお、出力規模から計算するので、施設が稼働できなくなった場合を想定する必要があるが、これは④に記載されている、「～必要な事項について、選定事業者は協議会構成員と必要な協議をする～」でカバーされていると理解した。このためには、事業者と地元関係者の間の情報の透明性が不可欠になる。
- (6)にある環境配慮事項について、①に「地域住民に対し丁寧に説明」とあり、(7)その他では、「促進区域の周辺における地域の関係者からの問合せ等に対しても丁寧な対応」とある。この「地域住民」の範囲が曖昧である印象を受けたが、「促進区域周辺の住民」と解釈した。
- 調査結果の公表について議論されたことを踏まえ、このことを明文化する必要があるように感じた。

経済産業省（事務局）

- 調査結果の公表については、漁業影響調査の考え方（資料3）に記載されている。この文書はとりまとめ案と一体不可分のものと位置づけられており、公表についても概念として含まれていると捉えて頂きたい。
- 地域住民の範囲についてはご指摘の通りで、説明や情報共有について議論もあるところと理解している。その点を踏まえつつ選定事業者により対応していただきたいと考えている。
- 基金については、事業者のみでなく地域の方々にとっても予見可能性が大事だと考えた結果が今回の形である。ただし、この基金をどのように使っていくかは、今後、事業者選定後の協議会や場合によってはその下に置かれる実務者会議で、公平性・透明性・公正性を担保しながら議論していくものと考えている。

東京大学（座長）

- 関係者間の意見を調整の上、ここまでまとめられたことに感謝したい。今後も様々な関係者の意見を反映しながら、地域の将来像を描いていただきたい。基本となる部分は今回の文書に記述されている。
- 個人的な意見として、資料⑥に示されている制約条件には油ガス田の施設が含まれている。海外の事例から見て、将来はこうした石油開発会社が洋上風力発電の分野で活躍し、この制約条件も解除されてくことに期待したい。

経済産業省（事務局）

- 海外の事例も見ながら、各地域の特徴を踏まえて共存共栄を図りながらどのように実現していくかを考えつつ、取組を進めているところである。地域が発展し、事業者も国際競争力が付けられるような産業政策的な観点からも取り組んでいきたいと考えている。

東京大学（座長）

- 協議会意見とりまとめ案への修正意見はないと判断する。事務局案を以って、協議会の案としたい。

（3）その他

新潟県漁業協同組合連合会

- 新潟県漁連は、海面漁業の協同組合から構成される連合体組織として、当区域の直接利害関係者である新潟漁業協同組合及び同組合岩船港支所、北蒲原支所の漁業者、並びに、影響が懸念される周辺海域の漁業協同組合や漁業者の意見が反映されるよう、意見表明に向けて必要な調整を行うことを目的に協議会に参加してきた。本日、協議会としての意見がまとまり、海面漁業者の意見も反映されており、当連合会として当初の目的は果たされたと考える。このため、本協議会への連合会の参加は今回を最後とする。今後、選定事業者と漁業者の連携による共存共栄が図られることを希望する。

新潟漁業協同組合

- 連合会としての意向を尊重したいと考えるが、引き続き指導を仰ぎたいと考える。

経済産業省（事務局）

- 新潟県漁業協同組合連合会は、この区域の直接の利害関係者としてではなく、各漁協の意見を調整していただくために、海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第9条に規定される、経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事が認める者として協議会に参加していただいたと理解している。連合会からの意見を尊重し、所定の手続きを進めていきたい。

経済産業省（事務局）

- 協議会意見とりまとめ後の主な段取り（参考資料1）説明。

東京大学（座長）

- 本協議会にて協議会意見のとりまとめが完了した。国・県は、促進区域の指定に必要な手続きに着手いただきたい。本協議会は、今後、再エネ海域利用法に基づくプロセスの進展に伴い、必要に応じて開催することになる。

以 上